



2013年11月15日号

目次

(W&B No. 201307CY)

1. 特許審査基準の改正(2013年10月15日施行)
2. 改正商標法のポイント(3)
3. 上海の自由貿易モデル地区運営開始(2013年10月1日より3年間試行)

【1】特許審査基準の改正(2013年10月15日施行)

知識産権局は11月3日付け、国家知識産権局の「特許審査指南(特許審査基準)」の改正の決定(第67号)を公示して、2013年10月15日より下記の既に意見募集をした実用新案と意匠の審査についての改正を施行した。改正の内容は下記のように、「一般的に検索に基づく審査をしない」との部分を変更し、審査官が検索による審査を可能としている。アンダーラインは筆者による。課題の多い無審査出願種別であることから、今後の運用が注目される場所である。

(1) 第一部分第二章(実用新案)

①第11節 第22条2項に基づいた審査

方式審査において、審査官は、実用新案特許出願が新規性を明らかに具備しないものかを審査する。審査官は自分が得た先行技術又は抵触出願に関わる情報に基づいて、実用新案特許出願が新規性を明らかに具備しないものかを審査してもよい。

実用新案が正常でない出願である可能性がある場合、例えば、明らかに先行技術を盗作し、又は内容が明らかに実質的に同一である特許出願を重複して提出している場合、審査官は検索で得られた引用文献、又はその他の手段で得られた情報に基づいて、実用新案特許出願が明らかに新規性を具備しないものかを審査しなければならない。

新規性に関する審査は本指南第二部分第三章の規定を参照する。

②第13節 特許法9条に基づいた審査

特許法9条1項の規定によると、同一の発明創造には1件の特許権のみを付与することができる。特許法9条2項の規定によると、2名以上の出願人が同一の発明創造について別々に特許出願した場合、特許権は一番先に出願した者に付与する。

方式審査において、審査官は、実用新案特許出願が特許法9条の規定に適合するものかを審査する。審査官は自分が得た同一の発明創造に関する特許出願又は特許に基づき、実用新案特許出願が特許法9条の規定に適合するものかを審査してもよい。

同一の発明創造についての取り扱いは、本指南第二部分第三章6節の規定を参照する。

(2) 第一部分第三章 (意匠)

① 第 8 節 特許法 23 条 1 項に基づいた審査

方式審査において、審査官は、意匠特許出願が明らかに特許法 23 条 1 項の規定に適合しないものかを審査する。審査官は、自分が得た先行意匠又は抵触意匠に関する情報に基づいて、意匠特許出願が明らかに特許法 23 条 1 項の規定に適合しないものかを審査してもよい。

意匠が正常でない出願である可能性がある場合、例えば、明らかに従来意匠を盗作し、又は内容が明らかに実質的に同一である特許出願を重複して提出している場合、審査官は、検索で得られた引用文献又はその他の手段で得られた情報に基づき、意匠特許出願が明らかに特許法 23 条 1 項の規定に適合しないものかを審査しなければならない。

同一又は実質的に同一に関する審査は、本指南第四部分第五章の関連規定を参照する。

② 第 11 節 特許法 9 条に基づいた審査

特許法 9 条 1 項の規定によると、同一の発明創造には 1 件の特許権のみを付与することができる。特許法 9 条 2 項の規定によると、2 名以上の出願人が同一の発明創造について別々に特許出願した場合、特許権は一番先に出願した者に付与する。

方式審査において、審査官は、意匠特許出願が特許法 9 条の規定に適合するものかを審査する。審査官は、自分が得た同一の意匠に関する特許出願又は特許に基づき、意匠特許出願が特許法 9 条の規定に適合するものかを審査してもよい。

改正の詳細は、下記のサイトをご参照ください。

http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201311/t20131106_876947.html

【2】改正商標法のポイント(3)

2014 年 5 月から施行予定の改正商標法のポイントを数回に分けて紹介する。現在、商標法実施細則の改正が進んでいるため、現在入手できた資料で問題点や課題を説明する。今回は、その 3 回目で商標無効請求に関するポイントをご紹介します。

登録商標の無効取消については、今回の商標法改正の目的の一つに迅速な権利の確定があるため、第 5 章の登録商標の係争の裁定を次の点から調整している。

1. 取消にあたる手続き調整し、無効手続きとして統一整理
2. 人民法院が審理中或いは行政機関が処理中の関連の事件が存在する場合、審理中止制度の導入
3. 無効による法的効果を明確化
4. 異議申立を経た登録商標の同一事実・理由での取消請求禁止を公平平等の原則の観点から削除

(4) 無効請求手続き

- ① 現行法第 41 条を法定理由の絶対的事由と相対的理由により、2 条に区分し、無効申立人権利主体も

調整した。(第 44、45 条) なお、無効となった商標と同一の商標及びそれに類似商標について、無効宣言日より 1 年以内、商標局はその登録出願を認めない。(第 50 条、改正なし)

条項	対象条項	申立人	申立期間	審査期間	上訴
第 44 条	第 10 条 (使用禁止商標) 第 11 条 (非顕著商標) 第 12 条 (非顕著立体商標) その他欺瞞・不正	出願人 (拒絶査定)	通知受領後 15 日以内	受理後 9 ヶ月 3 ヶ月延長可能	人民法院 通知受領後 30 日以内
		誰でも可	いつでも可		
第 45 条	第 13 条第 2、3 項 (馳名著名商標) 第 15 条 (不正出願) 第 16 条第 1 項 (地理的標識) 第 30 条 (非登録商標) 第 31 条 (同日出願) 第 32 条 (先の権利と衝突)	先の権利者 利害関係者	登録日より 5 年以内 * 悪意の場合 5 年の制限なし	受理後 12 ヶ月 6 ヶ月延長可能	人民法院 通知受領後 30 日以内

② 審理停止制度を導入した。(第 45 条)

商標評審委員会は無効審理において、人民法院が関係先行権利者を確定する審理中の事件或いは行政機関が処理中の事件の結果を根拠とする必要がある場合、審理を中止することができる。中止原因が解消後、審理を再開する。

③ 無効の発効時期など不明確な点を明確化した。(第 46、47 条)

1. 当事者が不服を申し立てない場合、審決・裁定が確定する。
2. 無効が確定した登録商標の専用権は、登録日から無効、最初から存在しないとみなす。
3. 登録商標無効宣告の決定の前に、人民法院が下しかつ既に執行された商標権侵害事件の判決、裁定・調停書、及び工商行政管理部門が下しかつ既に執行された商標権利侵害事件の処理・決定、ならびに既に履行された商標権譲渡及び使用許諾契約には遡及効が及ばない。
4. 商標登録権者の悪意により他人にもたらされた損失は、賠償されなければならない。
5. 商標権侵害による賠償金、商標権の譲渡金、商標の使用料は、公平の原則に明らかに違反する場合、その全部もしくは一部を返還しなければならない。

次回は、違反・侵害の処罰の改正について解説予定。

【3】上海の自由貿易モデル地区運営開始(2013年10月1日より3年間試行)

上海では、香港と同じような自由貿易モデル地区を浦東地区に開設し、規制事業開放となることから、大きな注目を受けているので、最近の話題としてご紹介する。

中国政府は2012年以降GDP成長率が8%を下回る中、自由貿易モデル地区を開設することで対外的な開放を更に拡大し、その進展により国内の各種経済体制改革を促進・推進することを目指している。9月27日、国務院は、「中国(上海)自由貿易モデル地区全体プラン」の全文を正式に公布し、9月29日には、中国(上海)自由貿易モデル地区が正式に設立された。9月30日、外商投資進出特別管理措置(2013年版)が公布され、10月1日より3年間試行が開始された。全体プランは主に、①行政管理体制の改革、②投資分野の開放の拡大、③貿易発展方式の変化を推進、④金融分野の開放および改革、⑤法制度分野における制度整備の保障、⑥税関の監督管理モデルの改革、及び⑦税收政策の7分野の開放の拡大及び体制改革を規定している。

特に、投資分野の開放の拡大では、サービス6分野の開放が示されており、金融、空輸、ビジネス、専門、文芸、社会の各サービス分野を拡大することを決定している。

1. 金融サービス分野

外資系銀行、民間資本と外資による合弁銀行、外資系健康医療保険会社、ファイナンスリース会社の設立許可及び特定取引を許可。

2. 空輸サービス分野

合弁会社及び国際船舶運送会社の外資持分比率の制限緩和、外資の独資による国際船舶管理会社の設立を許可。

3. ビジネス・貿易サービス分野

外資系企業による特定形式での付加価値電信サービス、ゲーム機産業サービスを解禁。

4. 専門サービス分野

外資与信調査会社、合弁旅行会社、合弁人材派遣会社、外資傘下型会社の設立許可及び外資系エンジニアリング設計会社、外資建築企業の事業規制緩和、また中国法律事務所と外国の法律事務所の業務提携などが含まれる。

5. 文芸サービス分野

外資系芸能プロダクション及び娯楽場の設立を解禁。ただしインターネットカフェ、賭博場、風俗業等の事業は認められない。

6. 社会サービス分野

外資系の教育研修会社、職業技能研修会社、医療機関の設立を許可。

なお、上記の内容は概要ですので詳細をご確認ください。上海では外資系企業のみならず合弁企業の設立や支社の設立が急増しており、それとともに日本企業にはブランド保護やノウハウを含む知的財産権の保護が急務となるため、十分な配慮と対策が更に求められる。

*** 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**